

序論)

今の時代は「権利の主張をする時代」です。消費者の権利、労働者の権利、個人の権利…私たちは自分の権利を主張することに慣れてしています。SNSでは「自分らしく生きる」「我慢しなくていい」「自分を大切に」というメッセージが溢れています。

確かに、私たちには神様から与えられた尊厳があり、正当な権利があります。

それ自体は悪いことではありませんし、後で説明しますが権利というのは聖書が保証していることでもあります。

では、聖書が教える「自由」とは何でしょうか？ 自分に与えられた権利を自分のために自由に使うことが、聖書が教える自由なののでしょうか？ それとも別の自由の使い方があるのでしょうか。

今日の箇所で、パウロは驚くべき自由の使い方を示しています。彼は正当な権利を持ちながら、それをあえて用いませんでしたと言うのです。そればかりか、それを使うなら死んだ方がましだ！ といっています。なぜ、パウロは権利を使うことをこれほどまでに拒絶していたのでしょうか。パウロにとって自由とは何を意味することだったのでしょうか

今日は、権利が与えられていながらあえて、その権利を手放したパウロの選択を通してキリスト者の自由とはどういうものなのか？を、考えていきたいと思います。

問題提起と前提)

1節は今日の箇所の問題提起となっています。

9:1 私には自由がないのですか。私は使徒ではないのですか。私は私たちの主イエスを見なかったのですか。あなたがたは、主にあって私の働きの実ではありませんか。

なぜパウロは、このような質問をしているのでしょうか。

それは、コリント教会の中に、パウロを批判する人々がいたからです。

彼らはこういうことを言っていたのだと思います。

「パウロは本当に使徒なのか？」

「彼は教会から支援を受けないが、それは使徒としての権威がないからではない

か？」

「なぜ、パウロは他の人たちと同じように報酬を受け取らないのだ」

当時、ギリシャ圏では哲学を色々なところで話して回っている人たちとか、人々を教えて回っている人たちがいて、そのような人たちは、彼らから教えられた人たちから報酬をもらって生活をしていました。ある意味では教える人、偉い人というのはそのように報酬を受け取るのが当たり前だったのです。ところがパウロはコリント教会からの報酬を受け取らずに、当時の人たちが見下していた肉体労働の一つであるテント作りの仕事などをして生活費を自分たちで工面していたのです。だから、コリント教会の人たちにとってパウロやバルナバは教師らしくない、偉い使徒様らしくない人間に見えたのです。

でも、コリント教会の人たちがパウロから福音を聞いて信仰を持つようになったというのは間違いのない事実です。

だから、パウロは他の人たちが私のことを使徒として認めていなかったとしても、あなた達こそは私のことを使徒として認めるべきでしょう。と言っています。それが2節。

9:2 たとえ私がほかの人々に対しては使徒でなくても、少なくともあなたがたに対しては使徒です。あなたがたは、私が主にあって使徒であることの証印です。

みなさん、コリント教会の人たちというのは彼が【主】から福音を伝えるために送り出された使徒であることを示す。何よりも確かな証拠だったのです。

それにもかかわらず教会の中にはパウロのことを認めない人がいたので、パウロは今日の箇所では3つのことを説明しています。

それがこの3つです。

- ① パウロの持っていた権利 (4-14 節)
- ② パウロの選択とその理由 (12b, 15-17 節)
- ③ パウロの選択の価値 (18 節)

順番にみていきたいと思います。

1) パウロの持っていた権利 (4-14 節)

まずは、パウロは確かな権利をもっていたということです。パウロは、使徒として正

当な権利を持っていました。4 節から 6 節を読んでみましょう。

9:4 私たちには食べたり飲んだりする権利がないのですか。

9:5 私たちには、ほかの使徒たち、主の兄弟たちや、ケファのように、信者である妻を連れて歩く権利がないのですか。

9:6 あるいは、私とバルナバだけには、生活のために働かなくてもよいという権利がないのですか。

ここでパウロは疑問形で権利の有無を質問しています。しかし、これは質問ではなくって「いや、これらの権利を持っていますよね」という権利の所持を強調するための言い方です。パウロは飲食をする権利、結婚をする権利、そして、教会から生活のための報酬を得る権利を当然のように持っていました。

① 一般的根拠（7 節）

それは一般的に考えても当たり前のことだったのです。7 節

9:7 はたして、自分の費用で兵役に服す人がいるでしょうか。自分でぶどう園を造りながら、その実を食べない人がいるでしょうか。羊の群れを飼いながら、その乳を飲まない人がいるでしょうか。

これも質問の形ですけど、答えは明白です。

兵士は国から給料をもらいます。農夫は自分の畑でとれたものを食べます。羊飼いは羊の乳を飲みます。働く人が報酬を得るというのは、一般常識で考えても当たり前のことです。その上これは律法的にも保証されていることでした。

② 聖書の教え（8-10 節）

9 節、10 節を読みましょう。

9:9 モーセの律法には「脱穀をしている牛に口籠をはめてはならない」と書いてあります。はたして神は、牛のことを気にかけておられるのでしょうか。

9:10 私たちのために言っておられるのではありませんか。そうです。私たちのために書かれているのです。なぜなら、耕す者が望みを持って耕し、脱穀する者が分配を受ける望みを持って仕事をするのは、当然だからです。

「脱穀をしている牛に口籠をはめてはならない」というのは申命記 25 章 4 節の引用ですが、これは単に牛の権利を守るためではなく、普遍的な真理として働く者には食べる権利があり、報いを受ける権利があるということを示すためのものだったのです。

③ 労働報酬の原理をパウロたちに当てはめると (11、12 節)

つまり、一般的にも、律法的にも働く者には報いが与えられるというのは当然の権利なのです。だから、それをパウロたちに当てはめるとどうなるかというと 11 節、12 節

9:11 私たちがあなたがたに御霊のものを蒔いたのなら、あなたがたから物質的なものを刈り取ることは、行き過ぎでしょうか。

9:12a ほかに人々があなたがたに対する権利にあずかっているのなら、私たちは、なおさらそうではありませんか。

パウロたちは、コリント教会に「御霊のもの」・・・つまり、福音、霊的教え、永遠のいのちを蒔きました。それに対して「物質的なもの」―食物、経済的支援―を受け取るのはパウロたちに与えられた当然の権利だったのです。

今の日本は、宗教アレルギーを持っている人が多いので、宗教家はその所属団体から報いを受けるというのは、詐欺的行為であり、不当な報酬だと考える人が多いです。しかし、牧師や宣教師や伝道師という立場の人が報いを受けるというのは、一般常識的にも聖書的にも当たり前のことなのです。これは牧師である私が自己弁護しているわけではないのですが、教職者が報いを受ける。報酬を受け取るというのは在るべき姿なのです。

④ 神殿制度と主イエスの命令 (13-14 節)

このことに対してさらにダメ押しで聖書的根拠を述べるのだとしたら、**13 節**にあるように旧約時代の神殿に仕える祭司やレビ人は、神殿のささげ物から生活の糧を得ていたし、マタイ 10 章 10 節やルカ 10 章 7 節をみると、イエス様も「働く者が報酬を受けるのは当然である」と教えられています。

だから、パウロが 14 節でいっていることは間違いのないことなのです。

9:14 同じように主も、福音を宣べ伝える者が、福音の働きから生活の支えを得るよ

うに定めておられます。

みなさん、働く者が報いを受けるというのは普遍的な【主】が定められた権利です。私達はまず、このことを理解しておかなければいけません。その上でパウロの選択をみてみましょう。

2) パウロの選択とその理由 (12b, 15-17 節)

①パウロの選択

パウロは間違いなく、使徒として、伝道者としてこの権利を持っていました。
ではパウロはこの権利をつかっていたかということ 15 節の前半

9:15a しかし、私はこれらの権利を一つも用いませんでした。

ここでパウロは「権利を一つも用いませんでした」といっていますね。
さらに 12 節中盤にも「私たちはこの権利を用いませんでした」と書いています。
実際、使徒の働き 18 章 3 節には、パウロがコリントでアクラとプリスキラと共にテント作りをしていたことが書かれています。だから、パウロは口だけではなくて、実際に報酬を受け取る権利を用いず、生活のために自分で働き、その上で福音を述べ伝えるという歩みをしていたのです。なぜでしょうか？

理由①：福音の妨げを避けるため (12b 節)

12 節後半を読みましょう。

9:12c むしろ、キリストの福音に対し何の妨げにもならないように、すべてのことを耐え忍んでいます。

「キリストの福音に対し何の妨げにもならないように」。これがパウロの中心的動機です。先程もいいましたが、当時のコリント社会では、巡回哲学者や詭弁家たちが、お金を取って教えを説いて回っていました。彼らは弁舌で人々を惑わし、利益を得ていたのです。だから、もしパウロが同じように教会から報酬を受け取って人々を教えていたら、どうなったのでしょうか？

人々は「パウロもお金目的で宣教している」と誤解したでしょう。そこまで言われな

くても、他の詭弁家や巡回哲学者と同じような存在だとおもわれていたかもしれません。または、貧しい人々からは「自分たちには教えてもらうお金がないから、彼の教えは自分には関係ない」と思われていたかもしれません。

パウロは、そのような「妨げ」を一切取り除きたかったのです。その上で【主】イエスキリストの福音は、お金や物質的な報酬とは全く無関係であることを示したかったのです。だから、パウロは報酬を受ける権利を手放して「すべてのことを耐え忍んで」いました。

理由②：福音宣教の性質（16-17 節）

16 節でパウロはさらにこのようにも言っています。

9:16 私が福音を宣べ伝えても、私の誇りにはなりません。そうせずにはいられないのです。福音を宣べ伝えないなら、私はわざわざいす。

「そうせずにはいられない」—なんという言葉でしょう！
パウロにとって福音宣教は、選択肢ではありませんでした。やっても、やらなくてもいいというものではありませんでした。それは神様からの委ねられた召しであり、内なる強制でした。

預言者エレミヤがエレミヤ書 20:9 で

私が、『主のことばは宣べ伝えない。もう御名によっては語らない』と思っても、主のことばは私の心のうちで、骨の中に閉じ込められて、燃えさかる火のようになり、私は内にしまっておくのに耐えられません。もうできません。

と言ったように、パウロも福音を語らずにはいられなかったのです。

だから、パウロにしてみたら福音宣教というのは、報酬を受けたとしても、受けなかったとしても必ずなすべき神様から委ねられた務めだったのです（17 節）。

みなさん、宣教は私達、教職者だけでなく教会そのものに与えられた【主】の使命です。この宣教の使命はやってもやらなくてもどっちでも良いというものではなく、寧ろ、たとえ宣教活動に報いがなかったとしても必ずなさなければいけない。そのようなものなのです。

だからこそ、パウロは報酬を受けずに宣教することによって、宣教と福音は報酬がなくても、自分が自発的に喜んでやるものだということを示したかったのです。だから、パウロは 17 節のようにいっています。

9:17 私が自発的にそれをしているなら、報いがあります。自発的にするのでないとしても、それは私に務めとして委ねられているのです。

3) パウロの選択の価値 (18 節)

パウロにとってこの無報酬で宣教をするということこそが、報いでした。18 節を読んでみましょう。

9:18 では、私にどんな報いがあるのでしょうか。それは、福音を宣べ伝えるときに無報酬で福音を提供し、福音宣教によって得る自分の権利を用いない、ということです。

これは驚くべきことです。パウロの報い、金銭でも、名誉でもありませんでした。彼の報いは、「無報酬で福音を提供し、自分の権利を用いないこと」そのものだったのです。

世の中の人はいこう言います：

「権利を主張しなさい」、「自分の取り分を確保しなさい」、「損をしてはいけない」

しかしパウロは言います：

「私の報いは、権利を用いないことです」

「私の誇りは、無報酬で福音を語ることです」

「これこそが私の喜びです」

みなさん、15 節の後半をもう一度見てみましょう。

9:15b それを用いるよりは死んだほうがましです。私の誇りを空しいものにすることは、だれにもできません。

すごいですよね。権利を使うぐらいなら死んだほうがまし！ これはパウロにとっ

て誇張でもなんでもありませんでした。権利を手放して無報酬で福音を宣べ伝えることこそが彼の報いであり、喜びであり、誇りだったのです。

なぜでしょうか？

それは、これこそがキリスト者にとって真の自由の行使だからです。

コリント教会の一部の人々は、こう考えていました：

自由 = 権利を行使すること、

強い信仰 = 偶像に献げられたとしても気にせずにその肉を自由に食べたように、自分が持っている権利を、確信をもって実行するということ

しかしパウロは教えます：

真の自由 = 自分が持っている権利を、愛と福音のために喜んで手放せること

真の強さ = 【主】の召しに従うため、そして他の人のために自分を制限できること

これは、【主】イエス・キリストご自身がなさったことです

ピリピ 2 章 6-8 節：

2:6 キリストは、神の御姿であられるのに、神としてのあり方を捨てられないとは考えず、

2:7 ご自分を空しくして、しもべの姿をとり、人間と同じようになられました。人としての姿をもって現れ、

2:8 自らを低くして、死にまで、それも十字架の死にまで従われました。キリストは、神としての権利を持ちながら、それを捨てられました。私たちを救うために、十字架で死なれました。

パウロは、このキリストに倣ったのです。そして、それが彼の最大の喜びであり、報いとなったのです。

結論)

8 章で、パウロは偶像に献げた肉を食べることについて教えていました。

偶像は実際には存在していないので、その肉を食べても問題ない

でも、それが信仰の弱い兄弟をつまずかせるなら、その人のために自分は偶像の肉を食べない。愛の実践というのはそのように自分を制限することなんだという教えでした。

そして、今日の箇所は、その愛の教えの実例を教えてください。

パウロは言葉だけでなく、自分の生き方を通して、

「私には権利があります。しかし、福音のため、他の人のために、私はその権利を用いません。」ということをお教えたのです。

では、私たちはこのみことばにどの用に応答するでしょうか。

①私たちの「権利」を吟味しましょう

私たちは日々、様々な「権利」を主張しています：

自分の時間を自由に使う権利

自分のお金を好きなように使う権利

自分の意見を主張する権利

自分の好みを優先する権利

これらの多くは、正当な権利です。

しかし、パウロは問いかけます：「その権利を行使することは、福音の証しになっているのでしょうか？他者の益になっているのでしょうか？」

②福音中心の決断をしましょう

だから、私達は自分の基準を「いかに自分のために持っている権利を使うか」ではなく、「これは福音のためになるか？」というものに変えることが大切です。

自分の発言が自分の権利のためなのか、それともキリストのためなのか。

時間の使い方、お金の使い方、教会での奉仕の仕方、それらは何を基準に判断されているのでしょうか。

権利を手放す自由は、本当の救いと解放を経験している人だからこそできる自由です。みなさんはその自由を実行されているのでしょうか。

④キリストに倣いましょう

そして、私達はキリストにならってその自由を用いることが大切です。

キリストは、神としての栄光を捨てて地上に来られました。
権利を主張せず、仕える者となりました。そして、私たちのために十字架で死なれました。みなさんはどうされるでしょうか。しばらく応答の時をもちましょう。